

ケースで学ぶ 成年後見人等との取引

法定後見・任意後見の基本と適切な取扱実務



高 齢社会を迎える中、成年後見制度
利用促進法も成立し、成年後見制
度を活用するお客様は今後、さらに増え
ることが見込まれます。一方で成年後見
人等による資産の使い込みが問題になる
など、金融機関ではより慎重で適切な取
扱いが求められます。
本特集では、具体的な取引事例を挙
げ、法定後見制度・任意後見制度利用者
への対応ポイント等を解説します。

後見・保佐・補助・任意後見の 概要と取引時の対応ポイント

ここでは法定後見制度と任意後見制度の概
要と預金取引時の対応について解説します。

三ヶ尻一郎 三ヶ尻法律事務所
弁護士
石田太郎 三ヶ尻法律事務所
弁護士

認 知症や精神疾患等により判
断能力が不十分になってし
まった人が、権利関係や契約内容
を十分に理解できずに財産管理や
各種契約の締結を行うと、不利益
を被ってしまうおそれがありま
す。

このように判断能力が不十分に
なってしまう人について、成年
後見人等が支援を行うことで、そ
の権利保護を図ろうとするのが成
年後見制度です。
成年後見制度には、大きく分け
て、①法定後見制度と、②任意後
見制度の2つがあります。

後見等の利用には 家裁への申立てが必要

①**法定後見制度**
法定後見制度は、本人の判断能
力が不十分になった場合に、申立
権者（本人、配偶者、四親等内の
親族等）が本人の住所地を管轄す
る家庭裁判所に対し後見等開始の
審判を申し立て、これが認められ
た場合に開始されます。
審判の申立てに必要な書類等と

しては、⑦申立書、⑧診断書、⑨
申立手数料、⑩登記手数料、⑪郵
便切手、⑫本人の戸籍謄本等が挙
げられます。
法定後見制度は本人の事理弁識
能力（判断能力）の程度に応じて
「後見」「保佐」「補助」の3つの
制度に分類されます（**図表**）。

②**任意後見制度**
任意後見制度とは、将来、認知
症や精神疾患等により判断能
力が不十分になった場合に備
えて、事前に本人が自分の代
理人となる者（任意後見人）
を選び、任意後見契約を締結
しておく制度です。

任意後見契約において、本人
は任意後見人に対し、自己
の生活や療養看護に加え財産
の管理に関する事務の全部ま
たは一部を委託することがで
きます（任意後見契約に関す
る法律2条1号）。なお、任
意後見契約は公証人が作成す
る公正証書によって締結しな
ければなりません（同3条）。
任意後見契約の効力は、申

立権者（本人、配偶者、四親等内
の親族、任意後見受任者）が本人
の住所地を管轄する家庭裁判所に
対して申立てを行い、任意後見監
督人が選任されたときから生じま
す。
では、次ページからは、後見・
保佐・補助・任意後見の概要や預
金払戻し時の留意点などを見てい
きます。

●法定後見制度の概要

	後見	保佐	補助
本人の判断能力	常に判断能力を 欠く状態	判断能力が著しく 不十分な状態	判断能力が不十分な 状態
申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官等		
成年後見人等の 権限	法律上の 権限	財産管理の全面的 な代理権・取消権	法定の特定行為につ いての同意権（取消 権）
	申立て で付与 される 権限		・法定の特定行為以 外の行為についての 同意権（取消権） ・特定の法律行為に ついての代理権